

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第六節 私鉄総連の争議

朝鮮に戦争がはじまってから、あいつぐ物価の値上りによって、国民の生活は非常に苦しくなってきたが、とくに私鉄労働者の賃金は、一九五〇年年末の全国加重平均が八、三〇六円で、ほかの各産業部門の水準にくらべても、もっとも低い部類に属していた。私鉄関西地連が、一九五〇年一月、組合員を対象にしておこなった生計費調査によれば、割合からいうと一三人中一人までが赤字で、なかには毎月四、〇〇〇円の赤字をだしている人もあった。

このような状態におかれていた私鉄労働者は、すでに一九五〇年一月末の松本における私鉄総連第七回臨時大会で、総連の統一闘争として賃金ベースス・アップを獲得することを満場一致決定した。

一九五一年一月一二日、地連代表者会議がひらかれ、ベース・アップは三月以降賃金として要求する方針がたてられた。

二月二〇日、第五回中央委員会において、「現行基準賃金の二〇%値上げ。ただし、この要求は、(イ)現行労働条件を切り下げないこと、(ロ)経済状態が現在の傾向からいぢるしく変化しないこと、を条件とする」という要求内容を決定し、同時に三月以降賃金ベース・アップ闘争方針が採択された。この方針は、「強力な中央集権的機関の統制のもとに闘争をおこなう」ことを基本とし、中央一地連一単位組合にそれぞれ闘争委員会を設け、各単位組合は単独解決をしないことが規定された。また、とくに注目されるのは、これまで私鉄総連の方針書のなかでしばしば使われてきた「可能なかぎりの共同闘争」という表現が排され、積極的に全闘(全国民主労組闘争委員会)の共同闘争をもりあげ、組織する方針をたてている点である。事実、一九五一年の春季闘争においては、私鉄総連が、炭労、電産などととも、中心的な役割を果たした。さらに、この闘争方針で重要なのは、ベース・アップ闘争と全面講和、再軍備反対闘争の結合が指摘されている点である。私鉄総連は、一月二三日、ダレス特使に対して、単独講和・再軍備に反対する要請文を送り、三月一日から四月一〇日までを私鉄総連平和運動月間と定めた。

私鉄総連中央闘争委員会は、三月六日、私鉄経営者協会に対して前記の要求を提出したが、これを契機として、各単位組合も私鉄総連と連名で各単位会社に要求を開始した。しかし、数次にわたる交渉も、その効果がなく、ついに、三月二四日、中央交渉はつぎのような経営者協会の回答から一歩も進展することなく決裂した。

貴組合提出の三月以降賃金要求については、当協会では慎重審議を重ねたが、従業員の生活要求に基く貴組合の主張は十分諒とするも、現行賃金は国民生活の一般水準を維持しているとみられるから、貴組合要求の趣旨は、かならずしも首肯しがたいのみならず、私鉄企

業は現状のままでは、ふたたび赤字財政をくりかえすは当然であるから、現行賃金の増額は、ただちにこれを実施するのは困難であるとの結論に達した。

かくて、三月二十七日、私鉄総連が一括して中央労働委員会に調停を申請した。調停申請組合数は八二(のちに八三)である。私鉄総連傘下の有力組合中、東急労組と小田急労組は、総連要求と別箇に四月六日それぞれ妥結しているから統一闘争には参加していない。

調停申請をうけた中央労働委員会では、四月一三日、第一回調停委員会をひらいて調停を開始、同月二〇日、第二回委員会を藤林調停委員長が中心となってひらき、両者から意見をきいた。これに対し、経営者協会は決算がすまないうちは支払う能力があるかどうか明確に答えることはできないと主張、総連は賃上げについて経営者に誠意がないと主張、両者の意見が対立したまま散会。第三回委員会は同月二三日にひらかれたが、経営者協会代表が欠席したため、総連は新賃金ベース要求の理由と妥当性について説明をおこなった。ついで、第四回委員会は五月二日にひらかれ、経営者協会から経理内容の説明がおこなわれ、現状では総連の要求を受諾することは不可能で、運賃値上げ以外に方法がないという意見が述べられた。以上で、経営者協会と総連の両者の主張を一応きき終った調停委員会は、同月一五日、第五回委員会をひらいて、経営者協会未委任会社の出席を求め、それぞれから組合要求拒否の理由をきいた。この日の出席会社は日立、茨城、相模、静岡、遠州、大井川、富山、阪神、阪急、京阪(各バス)、土佐、南薩などであった。

このようにして、私鉄総連は中央労働委員会への調停申請後、調停案が提示されるまで二ヵ月以上を費したわけであるが、この間の「闘争」について総連中央は、つぎのように評価している。すなわち、「総連はやつぎ早やに重要資料をつきつけて、しばしば経営者をろうばいさせ、ついに彼らをして経理資料をださせたことは、今次闘争が正攻法で勝利を収める自信をいよいよ深めたものといえよう」と主張し、「労調法第三七条の冷却期間の三〇日はすでに過ぎ罷業権行使も自由にできる段階にきているが、調停委員会の連日の努力に対しては敬意を表するとともに、われわれとしても慎重な態度を持しこの成りゆきを注目している」と書いた(私鉄総連中央機関紙、五月一七日号)。しかし、「いま職場の主要な問題はベース・アップ闘争についてです。どこへ行っても三月以降賃金はどうなったかという声があります。一方、中央交渉のスローテンポにくらべて物価の上りかたはきわめてスピーディーです。職場の声はだんだん強くなり、執行部はいったいどうしているのか、と不満にまで高まっています」(同上、六月九日号、京帝電鉄組合員の投書)。

総連は、中労委調停案の提示を目前に控えた五月二二日と二三日の両日、東京で第六回中央委員会をひらき、第八回大会提出議案を審議決定した。この中央委員会では、中闘の経過報告中、ベース・アップ闘争に質問が集り、できるかぎり早く調停案の提示を受けるよう組合として中労委に働きかけることを条件として報告が承認されたのは注目される。私鉄統一委員会機関紙「闘う私鉄」(六月一日号)は、「大切な一九五一年運動方針案を前例にない僅かばかりの時間で審議したこの中央委員会は、誰の目からみても、まったくダレ切った空気にみちみちていた」と批判した。

五月三十一日、中央労働委員会は、私鉄総連の三月以降賃金要求に対するつぎのような調停案を、労資双方に提示した。

今回の組合の要求は、さいきんの生計物価の値上りによる従業員の生活実態からすれば、けっして過大な要求でないことは十分認めるけれども、私鉄経営のなかには、かならずしも組合の要求を全面的に容れるほどの支払能力があるとはいきれないものもある。もちろん、本委員会としても、組合の要求を一〇〇パーセント認めることの可能な会社があるであろうことは否定しない。本委員会は、以上の観点から会社のランキングを検討したが、けっきょくその問題は当事者双方の間において自主的に解決されるべき筋合のものであるとの結論に達

したので、本調停案としては今後の当事者交渉のための一般的賃上げ基準を定めるだけにとどめ、具体的には当事者双方において、会社の企業規模、立地条件労働生産性、人件費比率、その他の経営実績ならびにその見通しの上にならば協議決定せしめることとした。

一、各社の現行協定賃金を一四％引上げる。ただし、経理状態良好なる会社にあつては右の標準をこえて、経理状態の不良なる会社にあつては右の標準を下まわつて、これをきめることはさしつかえない。

二、実施は昭和二六年三月以降賃金とする。

なお、調停案提示にさいしての質疑応答で、藤林委員長は「私鉄総連の二〇％ベース・アップ要求は、きわめて現実的で妥当な額であることを、使用者側委員もふくめてこれを認めた」と語っている。また、私鉄とほぼ前後して(六月五日)、調停案が提示された国鉄の場合は、調停委員会で「地域差、労働条件、平均年齢などからして、国鉄は私鉄よりも五・五％下まわつてよい」といわれていたのに、じっさいの調停案では逆に国鉄の方が一四％上まわつた。

私鉄総連の三月以降賃金要求に対する中労委調停案は、回答期限を六月一日と指定していたが、総連は六月末の第八回定期大会で諾否を決定する方針でのぞみ、経営者協会もほぼこれと同時期に総会をひらくことになつたので、回答は約一ヵ月間も労資双方で保留された。

私鉄総連第八回定期大会は、「三月以降賃上げ完全獲得のために闘え」、「私鉄企業の民主化と中小私鉄を守るために闘え」、「労働基本権の確立、労働三法改悪の粉碎」、「中立堅持と全面講和促進、再軍備反対」「総評を強化して弾圧と闘え」、「吉田反動内閣打倒、民主政府の樹立」をスローガンとして、六月二五日から三日間、松本で開かれた。大会第二日、議題として「三月以降賃金に関する調停案拒否の件」が上程され、安恒中闘委員から「よりどころのない調停案であり、他とくらべてはなはだ低きにすぎるので、労働者の生活維持ができないから拒否する」という提案理由の説明があつた。これに対して、東武労組代議員から一応受諾してすぐつぎの賃上げ要求をおこなえとの意見、交通営団労組代議員から受諾の意見、京成北陸、京浜各労組代議員から拒否の意見が述べられたのち、すでに二〇％ベース・アップを獲得した組合(三岐、美唄、釧路、北丹など)を除いた統一闘争参加組合のみで無記名投票の結果、拒否二二三、受諾五一、白紙一四、棄権七で、中労委調停案を拒否することを決定した。なお、この決定にともなつて、中労委に対し抗議文を大会の名で採択せよとの動議が阪神労組代議員から提出されたが、この提案は否決された。

大会第三日、「調停案拒否に伴う闘争方針に関する件」が上程され、中央委員会提出の、(1)要求の貫徹と早期解決、(2)総連は経営者協会に、単位組合は単位会社に、それぞれすぐ交渉を申入れる、(3)闘争の指令、妥結の最後決定権は総連がもつ、という闘争方針原案を審議したのち、ストライキ行使の可否について無記名投票をおこない、二六三対一八、白紙一二の圧倒的多数でストライキ決行をきめた。そして、大会の名でつぎのような「ストライキ宣言」を發した。

五月三十一日提示された中央労働委員会調停案は、遺憾ながらわれわれの期待を完全に裏切つた。「一四％の賃金ひきあげを基準とし、これを上下することもある」という調停案の内容は、われわれの要求である二〇％の賃上げ自体が他産業の現行賃金と比較にならぬほど低いものであることを認めながら、昨年六月以降一般諸物価が三五％も値上りしている現実をさえ無視して、解決のよりどころとなるべき点を完全にぼやかしている。われわれはこのよつな調停案を拒否する。いまや、生活の窮乏を打開するために残された方法は、直接私鉄資本家の反省を促す以外にはない。ここに、われわれは意を決し、最後の手段として、つぎのごとく二四時間ストライキを決行するものである。

七月二二日 関西、北陸、中国、四国、九州の関係私鉄全部

七月二三日 中部、関東、東北、北海道の関係私鉄全部

七月二九日 中部、関東、東北、北海道の関係私鉄全部

藤田中央執行委員長(第八回定期大会で六選)は、「このストライキは、いままでに例をみない実に画期的な大スライキである」と語った。このとき、ストライキ参加予定の組合は、西日本五三組合、東日本二七組合であったのである。

一方、経営者協会も、六月二九日(総連大会が調停案を拒否した日)、賃金交渉委任会社の総会をひらき、協会常務理事会の「中労委調停案は私鉄経理の現状ではどうも受諾できない」という拒否の方針を、万場一致で承認した。

なお、私鉄総連第八回定期大会は「中小私鉄救済に関する決議」を採択し、中小私鉄の深刻な危機を救済するため、私鉄補助法を制定するよう政府および各政党によびかけた。

大会を終えた私鉄総連は、七月二日、中央交渉の再開を経営者協会に申し入れ、七日から一二日までの間に前後三回の交渉がおこなわれたが、経営者協会は、最高一四%、最低五%のベース・アップが精いっぱいであること、実施期日は三月からでなく、協定日からにしたいことを主張、一二日午後ついに交渉は決裂した。翌一三日中労委が斡旋にのりだしたけれども、両者はたがいに主張をゆずらず、けっきょく一四日午後には斡旋うちきりとなった。

七月一六日、私鉄総連は地連代表者会議をひらき、中央・地方情勢報告の交換ならびにその後の闘争を推進するため、(1)「緊急事態」の発生防止について、(2)今後の斡旋について、(3)単位組合独自の中間ストライキについて、(4)ストライキ・ダイヤについて、など意見の交換をおこなった。そして、この代表者会議以後、第一波ストライキまでの間、地方交渉に重点がおかれた。

七月二二日、関西、北陸、中国、九州、四国各地連が予定どおりストライキに突入。

ストライキの前日二一日から二二日早朝にかけて、京阪、広島、西鉄をはじめ一五組合が妥結したので、じっさいストライキに突入したのは一七組合であった。在阪五組合(京阪神、近鉄、南海、阪神、京阪)は、在阪五組合共闘協議会を組織し、このストライキの中核的役割を果たした。ただ京阪労組のみは前夜になって八月以降一六・八%ベース・アップ、一時金二、六〇〇円で単独妥結してしまったが、他の三社がストライキで要求どおり二〇%ベース・アップを獲得したため、「情勢の変化」を理由に、会社に再考を申し入れ、二三日、八月以降二〇%ベース・アップ、一時金六、〇〇〇円の回答を得た。これらの事情は、京阪の労資間に事前の黙約があったものとして関西地連傘下組合員の憤激をかい、京阪労組委員長および執行委員三名は辞任を余儀なくされた(経営者協会の別所専務理事は京阪の出身であった)。

七月二三日、関東、中部、東北、北海道各地連が予定どおりストライキに突入。

ストライキの直前、地下鉄、京王帝都、京浜、名鉄など一組合が妥結したので、じっさいストライキに突入したのは、東武、鹿島参宮、京成の三組合であったが、京成のみは午前七時に妥結した。とくに東武労組のストライキは関東地方一都六県にまたがる本支線一六本およびバス路線一三〇系統がとまる大規模なものであった。

以上のような第一波ストライキによって、大部分の組合は妥結したのであるが、関東の東武、関西の阪神などの大組合をはじめ、鹿島参宮、茨交、北鉄、神戸、和軌、和鉄、阪神バス、岡山都市交、長門、伊予の一二組合は、第二波ストライキ不可避の態勢にあった。しかし、これらの各組合も、七月二四日から二六日にかけての二四時間ないし四八時間の中間ストライキ(各単位組合の独自行動)を経て、第二波ストライキの直前に妥結し、関東の東武労組のみが、七月二九日、予定どおり第二波ストライキに突入した。そして、同日夕刻におよび中労委の斡旋と労資双方の団体交渉により、

八月以降一八%ベース・アップ(会社最後案一二・五%)、一時金四、五〇〇円(会社最後案四、〇〇〇円)で妥結し、一九五〇年一月、私鉄総連第七回臨時大会にはじまる三月以降賃金闘争の幕を閉じた(ただし、岡山バスのみは八月三日にいたって妥結)。

ストライキ参加組合員四七、一四〇名(組合員総数一〇九、七七五名一四月現在)、影響をうけた旅客八〇〇万人、影響をうけた貨物三〇、〇〇〇トン、会社に与えた損害八、二〇〇万円以上といわれている(第九回臨時大会の一般会務報告書による)。

この闘争の最初の提唱者は関西地連であったが同時に、この闘争の推進力もまた関西地連、とくに南海、近鉄、阪神にあったとみるべきであろう。それは、ベース・アップ率からみた闘争の成果によっても、関西地連の力量が相対的に大きかったことがわかる(ただし右表は実施月、バックペイの問題を無視しているので不完全な統計である)。

また、この闘争で私鉄総連の得た成果は、全国平均で一八・六%のベース・アップであったが、ベース・アップ率別にみると、八%以下が二組合、八%—一三・九%が一四組合、一四%(調停案)が一四組合、一五%—一九%が二九組合、二〇%以上が二一組合となっている。しかし、この場合、統一闘争に参加した八三組合のほか総連傘下には不参加の約三〇組合があることを忘れてはならない。

なお、ベース・アップの実施月別組合数をみると、三月(総連要求)が九組合、四月が一四組合、五月が一組合、六月が三組合、七月が三二組合、八月が二四組合となっている。このように実施月がずらされてしまったのは、「調停案ののであるのがおくれたこと、諾否の審議にも時間をかけたこと、このために三月の要求が具体的に闘争にはいったのは七月末という結果になったこと」に原因があったと指摘されている(「総連オルグの座談会」、私鉄総連中央機関紙、八月四日号)。

三月以降賃金闘争の総括的批判は八月二九日から伊東でひらかれた第二回中央委員会でおこなわれた。そして、この中央委員会で、労働法規改悪反対闘争については、最悪の場合、臨時大会をひらきストライキをもって闘うとの方針が決定され、また、次期賃金闘争(一九五二年一月以降賃金を予定)までのつなぎとして、中央標準額二万円の危機突破資金を各单位組合ごとに個別交渉することとなった。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
